

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 27 年 9 月 17 日、午前 11 時 45 分頃、君津市久保 2 丁目 1 番 3 地先で発生した物損事故。 君津市所有の小型貨物車が、相手方所有のコンクリート柵に接触し、損害を与えたもの。
和 解 の 相 手 方	千葉県千葉市中央区弁天 2 丁目 23 番 3 号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員千葉支社長 藤森 伸一
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、186,400 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	平成 28 年 1 月 29 日

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦